

介護老人福祉施設みさとの杜 利用料金表

(2015.8.1～)

介護老人福祉施設(長期入所)

単位：円

対象者	生活保護を受けている方	世帯全員が市町村民税非課税である場合																		左記の条件に該当しない方				
		老齢福祉年金を受給している方						課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方						利用者負担第2段階に該当しない方										
要介護度	利用者負担第1段階						利用者負担第2段階						利用者負担第3段階						利用者負担第4段階					
	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	2割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	2割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	2割負担合計	介護サービス費	加算	居住費	食費	1割負担合計	2割負担合計
要介護1	625	53	820	300	1,798	2,476	625	53	820	390	1,888	2,566	625	53	1,310	650	2,638	3,316	625	53	2,500	1,380	4,558	5,236
要介護2	691	53	820	300	1,864	2,608	691	53	820	390	1,954	2,698	691	53	1,310	650	2,704	3,448	691	53	2,500	1,380	4,624	5,368
要介護3	762	53	820	300	1,935	2,750	762	53	820	390	2,025	2,840	762	53	1,310	650	2,775	3,590	762	53	2,500	1,380	4,695	5,510
要介護4	828	53	820	300	2,001	2,882	828	53	820	390	2,091	2,972	828	53	1,310	650	2,841	3,722	828	53	2,500	1,380	4,761	5,642
要介護5	894	53	820	300	2,067	3,014	894	53	820	390	2,157	3,104	894	53	1,310	650	2,907	3,854	894	53	2,500	1,380	4,827	5,774

※料金は「介護サービス費」「介護サービス費加算額」「居住費(居室料)」「食費」の合計額です。

※「加算」欄の数字は介護サービス費に加算される金額です。内容は以下(①～⑤)のとおりです。

- ①サービス提供体制強化加算Ⅱ (介護職員の75%以上が常勤の職員)。(6円/日)
- ②看護体制加算Ⅰイ (常勤の看護師を配置)。(6円/日)
- ③夜勤職員配置加算Ⅱイ (夜間帯に1名以上多く介護・看護職員を勤務配置)。(27円/日)
- ④栄養マネジメント加算 (管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施)。(14円/日)
- ⑤介護職員処遇改善加算 介護サービス費の5.9%相当(1割負担)が加算されます。※上記の表には加算されていません。

※料金表の額は1日あたりの料金です。

このほか、入所した日から30日間について、初期加算として1日30円の加算となります。

また、医師の発行した食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める治療食を提供する場合には1日18円の加算となります。

第1号被保険者(65歳以上)で、一定以上の所得がある方は**利用者負担が2割になります。**

負担割合については、各保険者から発行される、「**介護保険負担割合証**」にて確認させていただきます。